

## ○津山圏域資源循環施設組合手数料条例

平成27年2月20日

### 津山圏域資源循環施設組合条例第5号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(手数料)

第2条 管理者は、次の各号に掲げる手数料について、それぞれ当該各号に定めるところにより徴収する。

(1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項(同法その他の法令において準用する場合を含む。)又は第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による写し等の交付手数料 次に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 白黒で複写し、又は出力した写し等の交付 次に掲げる用紙の大きさの区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

(ア) 日本工業規格A列4番からA列3番まで 10円

(イ) 日本工業規格A列2番からA列0番まで A列3番の大きさを10円として換算して算出した額

イ カラーで複写し、又は出力した写し等の交付 次に掲げる用紙の大きさの区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

(ア) 日本工業規格A列4番からA列3番まで 60円

(イ) 日本工業規格A列2番からA列0番まで A列3番の大きさを60円として換算して算出した額

ウ その他の写しの交付 写しの作成に要する額として管理者が別に定める額

(2) その他管理者において特定の者からの申請により証明書の発行が必要であると認める証明手数料 1件につき300円

(手数料の徴収時期及び方法)

第3条 手数料は、申請の際又は当該申請に係る書類の交付の際に徴収する。ただし、管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 手数料は、現金で納付しなければならない。

(還付)

第4条 既納の手数料は、還付しない。

(減免等)

第5条 管理者は、特に必要があると認めるときは、手数料（第2条第1項第1号の手数料を除く。）の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

2 審理員（行政不服審査法第11条第2項の審理員をいう。）、審査庁（同法第9条第1項の審査庁をいう。）その他法令の規定に基づきその権限を有する機関（第4項において「管理者等」という。）は、同法第38条第1項（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の規定による交付を受ける者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、第2条第1項第1号の手数料を減額し、又は免除することができる。

3 津山圏域資源循環施設組合行政不服審査会条例（平成28年津山圏域資源循環施設組合条例第3号）に基づく津山圏域資源循環施設組合行政不服審査会（次項において「審査会」という。）は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による交付を受ける者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、第2条第1項第1号の手数料を減額し、又は免除することができる。

4 前3項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記入した書面を管理者等又は審査会に提出しなければならない。ただし、管理者等又は審査会が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前までに申請がなされたものについては、この条例の規定は適用しない。

付 則（平成28年3月23日条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。